

別記

第1号様式 (第11条、第13条、第14条関係)

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事		平成 1		
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は蓋)		
京都府舞鶴市宇余部下 1 1 9 0 番地		海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部長 伊 東 健 電話 0773-62-2250 内線2300		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	国の行政機関			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成 1 8 年 4 月 ~ 平成 2 0 年 3 月			
基本方針	地球温暖化対策の推進体制を確立し、対象設備における省エネおよび温室効果ガスの排出量削減計画の作成、推進を実施する。 使用者の環境に対する教育を含め、設備の管理及び使用状況の改善を行うとともに、ボイラ等の燃料使用量、電気設備における電気使用量の削減を主に省エネによる二酸化炭素排出量の削減を行なう。			
推進体制	地球温暖化対策の推進体制を関係各所と調整し確立する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18-19	給気配管設備	蒸気配管の老朽化所及び漏洩箇所の修理・改修。トラップ装置の修理。	
	"	空調設備	冷温水冷暖房器の稼動時間と設定温度の見直し。	
	"	照明器具	省エネタイプの照明器具への更新。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	4,106 t	4,023 t	-2.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 4,106 t	*2 4,023 t	-2.0 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)		
		取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
削減量等合計		*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)	
	*1 4106 t	(*2)-(*3) 4023.0 t	-2.0 %	
特記事項				
連絡先	担 当 部 署			
	担 当 者 氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「特記事項」には、平成2年度 (1990年度) を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。